

外国人傷病者等に対応する通訳者派遣窓口ヘルプデスク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、けが、病気その他の理由により医療機関を受診する在住外国人や外国人観光客等（以下「外国人傷病者等」という。）が通訳を必要とする場合の通訳者派遣窓口（以下「ヘルプデスク」という。）事業の実施について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は函館市とする。ただし、事業の全部または一部を適切な事業運営を行うことができると認める者（以下「受託者」という。）に委託して実施する。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、医療機関を受診する外国人傷病者等に対し、函館市が行う通訳者の派遣に関する業務とする。

(対象者)

第4条 通訳者の派遣を受けることができる者は、日本語を母語としない外国人傷病者等であって、次の各号のいずれかに該当する者またはその支援者とする。

- (1) 函館市内に住所を有する外国人および市内に通勤し、または通学する外国人
- (2) 函館市内に滞在している外国人観光客
- (3) その他必要と認める者

(派遣範囲)

第5条 通訳者の派遣の範囲は、函館市内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(オペレーターの配置)

第6条 受託者は、事業の実施にあたり、オペレーターを配置するものとする。

(受付方法)

第7条 ヘルプデスクの受付は、オペレーターが電話により行う。

(受付時間)

第8条 ヘルプデスクの受付時間は、年中無休、24時間とする。

(通訳者)

第9条 受託者は、事業の実施にあたり、通訳者をおくこととし、次の各号のいずれかに該当する者から書類審査、面接、通訳技術審査等の適切かつ効果的な手段により通訳者を選考し、通訳者の氏名、対応言

語、所属団体等、住所、連絡先を記載した名簿を市長へ提出する。名簿の記載内容に変更があった場合も同様とする。

(1) 外国語による日常会話が可能な日本人

(2) 日本語が堪能な外国人

(通訳者への支援)

第10条 受託者は、通訳者に対し、通訳者としての技術と知識の向上を図るため、研修を実施するほか、適宜、情報提供などの支援を行うものとする。

(派遣の依頼)

第11条 第4条に規定する対象者が、通訳者の派遣を希望する場合は、受託者に対し、口頭（電話）により派遣の依頼をする。

(派遣の決定等)

第12条 受託者は、前条の対象者（以下「依頼者」という。）から通訳者の派遣の依頼を受け付けたときは、内容を審査し、派遣の可否を決定する。ただし、感染症等への感染の危険が及ぶおそれがある活動、主に営利を目的とした活動や通訳業務として適当でない活動等には通訳者を派遣しない。

2 受託者は、前項の通訳者の派遣決定後、派遣可能な通訳者を派遣する。

3 受託者は、第1項により派遣を決定した場合であっても、適切な通訳者が確保できない場合のほか、やむを得ない事由が発生した場合は、派遣の決定を取り消すことができる。

(通訳行為に係る責任)

第13条 通訳者の通訳行為に係る責任については、依頼者が負うものとし、市長および受託者ならびに通訳者は一切の責任を負わない。

(通訳謝礼等)

第14条 通訳者の派遣を受けた依頼者は、通訳者に別表に定める通訳謝礼および交通費その他の実費を現金（日本円）で支払わなければならない。第12条第1項により派遣の決定をした後、依頼者の都合により通訳者の派遣を中止した場合も同様とし、この場合の通訳謝礼は最初の1時間分とする。

(業務の報告)

第15条 受託者は、毎月の業務実施後、ヘルプデスク通訳対応カード（様式第1号）により、市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第16条 受託者および通訳者は、事業の実施により知り得た個人の秘密

を漏らしてはならない。この契約の終了後または解除後も同様とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第 14 条関係）

通訳謝礼等

区分	金額
通訳謝礼	最初の 1 時間まで 6,000 円 1 時間を超えた後 1 時間ごとに 3,000 円 （1 時間未満の端数は切り上げ，待機時間は通訳料に含む）
交通費	公共交通機関・タクシーの場合 実費
	自家用車利用の場合 30 km まで 1,000 円 30 km を超えた後 10 km ごとに 500 円
その他の実費	駐車料金その他特別な負担がある場合 実費

